

I 平成15年度教育計画

1 教育の目標

福生市教育委員会は、子どもたちが、知性・感性・道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かな人間として成長することを願い、人権尊重の精神を基調として、思いやりと規範意識のある人間、社会・地域の一員として貢献しようとする人間、個性と創造力豊かな人間、国際社会の信頼と尊敬を得る人間を育成する教育を推進する。

また、生涯学習を振興し、市民のだれもがあらゆる場で学び続けることのできる社会の実現を図る。

教育は、学校・家庭・地域の三者が互いに手を携えて責任を果たしてこそ、その成果があるものとの認識に立って、すべての市民が参加する教育を目指す。

2 基本方針

福生市教育委員会は「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」に基づき、創意ある教育施策を総合的に推進する。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

福生市に生活するすべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を一層はぐくむために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすために、国の「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。

人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、差別意識の解消を図る人権教育を学校教育、社会教育等を通じて効果的に進める。

特に福生市男女共同参画行動計画をふまえ、男女共同参画教育の積極的推進を行う。

- (2) 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう道徳教育の充実、推進を図るとともに、社会貢献の精神をはぐくむために、家庭や地域と連携して、「心の東京革命」教育推進プランをふまえ、社会体験・奉仕活動や文化・

スポーツ活動など体験的な活動を中心とした教育を推進する。

- (3) 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。

また、学校内の安全管理体制の確立を図る。

- (4) いじめ、不登校など、子どもたちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校及び教育相談室の相談機能の整備・充実を図る。

また、学校においては、児童・生徒の健全育成について、全教職員の共通理解に立った指導方針・指導体制を確立し、規律と秩序のある教育活動を推進する。

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際社会に生き、科学技術の進展や情報化など社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成するために、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

- (1) 国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学等の校種間の連携を重視した教育を推進する。また子どもが自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、特色ある教育課程の編成や指導法の工夫や改善を進める。

- (2) 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、子どもたちの特性に対応するため、全員一斉の授業の改善を図り、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成や教科の選択幅の拡大、学力向上等のための学習指導補助員の拡充を図るなど、個に応じた多様な教育を推進する。

- (3) 子どもたちに自己理解を深めさせながら将来にわたる生き方を考えさせ、職場体験、就業体験等により、適切な勤労観・職業観をはぐくむとともに、子どもたちの進路希望に応じた教育を充実する。

- (4) 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、心身障害教育の充実を図るとともに、心身障害学級と通常の学級との連携・交流の推進を図る。また一人ひとりの実態を適切に把握し、個性や能力が十分伸長されるよう、個別の指導計画に基づいた指導を徹底するとともに、学習指導の支援を充実する。

- (5) 日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土福生に対する愛着心や誇

りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

特に中学校に配置する英語教育指導員制の充実、及び小学校における英語活動の積極的導入を図り、多くの外国人との交流による国際理解教育を推進する。

基本方針3「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

活力ある社会の実現と個々人の豊かな生活の実現を目指して、一人ひとりの社会貢献を促すとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツ、レクリエーションに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

- (1) 市民の身近な生活課題から専門的な課題まで、多様な学習要求に応えるため、また完全学校週5日制なども踏まえ、生涯学習の振興を図る。
- (2) 家庭や地域社会の教育力の向上を図るため、地域に根ざした社会教育活動を展開するとともに、生涯学習関連機関との連携、市民の学習や交流の場の提供、活動に対する確かな情報提供を行い、また公民館や図書館等社会教育施設の整備・充実を図り、生涯学習を支援する。
- (3) 市民が芸術・伝統文化などに親しみ、文化活動などに参加できる機会を提供するとともに、市の文化施設の維持・管理及び充実・活用を図る。
- (4) 市の文化遺産や歴史的環境・資料の保存・活用を図るとともに、郷土理解の推進のため、市史の普及を図る。
- (5) 市民の健康づくりを進めるため、市の体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、活動組織づくりや指導者養成等の支援に努める。

また、市民が生涯を通じてスポーツ、レクリエーション活動に親しみ、生き生きとした市民生活を送ることができるよう、各種事業の充実に努めるとともに、多摩川などの豊かな自然を生かした活動の機会や場を提供する。

基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

学校・家庭・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開するために、東京都教育委員会や他区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進める。

- (1) 学校評議員制度の活用、学校評価の組織的・計画的な実施などにより、保護者や

地域住民の教育への参画を求め、開かれた学校づくりを一層推進する。特に道徳授業地区公開講座並びに学校の教育活動を積極的に公開する。

- (2) 学校教育の改善に対する各学校の自律的取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立及び「主幹」の活用を図り学校の組織的な課題対応能力の向上を図る。
- (3) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じた、新しい研修体系に即した教員研修の一層の充実を図る。
- (4) 「福生市地域まなびあいボランティア」制度等、学校外の人材を活用し、積極的に地域社会との連携を図り、学校運営方法を一層改善していく。
- (5) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や市の施設の一層の効率的な活用を図る。

3 社会教育の体系と主要施策





